

## 旧小学校の土地・建物に係る固定資産税・都市計画税などについて

1 固定資産税・都市計画税については、地方税法に基づき、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在における土地・家屋の所有者に対し、土地・家屋の評価額を基礎とする課税標準額に税率（固定資産税 1.4%、都市計画税 0.3%）を乗じた税額が課税されます。

2 旧小学校 2 校の土地・家屋については、いずれも平成 24 年 1 月 1 日現在は札幌市が所有しているため、平成 24 年度の固定資産税・都市計画税は非課税となります。

その後、平成 25 年 1 月 1 日現在は買受事業者が所有者となりますので、平成 25 年度の固定資産税・都市計画税は、買受事業者に対して課税されます。

3 平成 25 年度の固定資産税・都市計画税の税額は、平成 25 年 1 月 1 日現在での評価額をもとに算出されますので、現時点では未定です。

なお、土地については、路線価を基に平成 23 年度の税相当額を推定した場合、旧もみじ台小学校はおおよそ 500 万円、旧もみじ台南小学校はおおよそ 400 万円と試算されます。

次に、家屋についても、平成 23 年度における税相当額は、それぞれの旧小学校について少なくとも数百万円に達する可能性があるかと推定されます。

特に家屋については、平成 25 年 1 月 1 日現在の状況において、既存部分に加えて改修工事（増築・改築）による変更分も含めて評価額を算定しますので、その時点で初めて平成 25 年度の税額がわかることとなります。

また、土地・家屋のいずれについても、平成 24 年度には 3 年に 1 度の評価替えがあるほか、税制改正等が行われた場合も税額が変わる可能性があります。

以上については、あくまで平成 23 年度における推定税額であって、実際に課税される平成 25 年度の税額は未定ですので、十分ご注意願います。

※ 以上のほか、土地・家屋に係る税として、登録免許税（国税）、不動産取得税（道税）、事業所税（市税）等があります。

**その他ご不明の点については、事務局にお問い合わせください。**